

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (震災等緊急雇用対応事業)の実施期間の延長等

平成25年度補正予算
期間延長等

趣 旨

- 東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。
- 被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等緊急雇用対応事業について、事業の実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 補正の概要

- 事業実施期間の延長:平成25年度末までに事業開始(平成26年度末まで)
→ 平成26年度末までに事業開始(平成27年度末まで)

- 実施地域:被災9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域
→ 被災5県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)の災害救助法適用地域に縮小

- 対象者:被災求職者(被災9県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)
→被災求職者(被災9県から被災5県に縮小した災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》

